

D294 ラジオアイソトープ検査判断料

D294 ラジオアイソトープ検査判断料

110点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号）

告示	通知
注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。	